

報道関係者各位

令和3年9月28日（火）

【照会先】

職業安定部職業対策課

職業対策課長 坂本 泰久

地方障害者雇用担当官 岡野 正明

電話 (083) 995-0383

もにす認定事業主として、「東洋パックス株式会社」を認定！

～10月5日に認定通知書交付式を行います～

山口労働局（局長：村井^{むらい} 完也^{かんや}）は、このたび「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（以下、「もにす認定制度」）の認定事業主として、「東洋パックス株式会社（下松市）」を認定しました。これにより山口県内の認定企業は2社となります。

つきましては、以下の日程で認定通知書交付式を行います。

【認定通知書交付式】

日 時 令和3年10月5日（火）14時00分～14時30分

会 場 下松公共職業安定所 2階会議室
（下松市東柳1-6-1）

※撮影や個別取材も可能です。是非とも当日の交付式にご参加ください。

* (参考)もにす認定制度のポイント

「もにす認定制度」とは、障害者雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取組の一層の推進が期待されます。

また、認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本金融公庫の低利融資の対象となるほか、山口労働局ホームページに掲載され、周知広報の対象となるなどのメリットがあります。

認定制度の概要については、別添リーフレットをご覧ください。



認定マーク「もにす」

共に進む(ともにすすむ)という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられました。

「定年まで働き続けられるように」 東洋パックス株式会社（下松市）

【もにす認定制度の認定要件について】

- ① 評価基準が20点以上であること
体制づくり、仕事づくり、環境づくりに取り組み、その成果と情報開示状況により評価点を算出します。
東洋パックス(株)は、**評価点34点**（満点50点、合格基準点20点）で認定基準をクリアしました。
- ② 法定雇用率を達成していること
東洋パックス(株)の**実雇用率は2.92%**（法定雇用率2.3%、R2年山口県雇用率2.61%）で、認定基準を満たしています。
- ③ その他
障害者雇用促進法、その他の関係法令に違反していないこと等

認定事業主の主な取組内容

1 企業在籍型ジョブコーチの配置

- 朝の作業指示、終業時の日報を活用した振り返りを行い、本人と担当者の認識にずれが無いようにしている。また作業の様子を確認しながらアドバイスや面談を随時行っている。
- グループ会社の障害者に対しても、障害者本人や職場の上司へヒアリング、職務の創出や指導方法について幅広く助言している。

2 障害特性に応じた職務の創出や配置

- 職場内アンケートの実施結果により、トイレ清掃、緑化作業、設備修理業務を外注契約から自社業務へ切り替え、障害者の能力が発揮できる職務を創出した。

3 障害特性に応じた作業指示の見える化

- 写真付きの作業手順書を作成し、目で見て作業内容が分かり、1人作業の時でも見直し確認が容易にできるよう工夫した。

4 外部機関との連携

- 障害者の職場定着のため、障害者就業・生活支援センターや障害者職業センター等の支援機関と連携し、障害特性に応じた相談支援を行っている。

5 職場環境の整備

- 2021年度より、年次有給休暇を取得しやすくするため、全従業員が時間単位での取得ができるよう、社内規定を改正した。
- 従業員にとって働き続けやすい職場環境の整備に努めた結果、他にもユースエール認定企業や、やまぐち子育て応援企業宣言制度等の認定を受けた。

【会社概要】

- ・ 所在地：下松市東豊井905-2
- ・ 従業員数：236人（うち障害者6名）
（内訳）身体障害者2名、知的障害者1名、精神障害者3名
※令和3年6月1日時点
- ・ 事業概要：冷間圧延鋼板及び各種表面処理鋼板の包装作業請負、包装資材（金属、材木、紙ほか）の製造及び販売



障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者*を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良		1点	良				2点	
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				⑭キャリア形成	特に優良
			優良	1点			優良		4点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	良		2点		
			優良	1点	成果関係の合格最低点		6点 (満点24点)		
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	情報開示 (ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点
			優良	1点				優良	1点
		⑦募集・採用	特に優良	2点		成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
			優良	1点				優良	1点
		⑧働き方	特に優良	2点	⑰質的側面	特に優良	2点		
			優良	1点		優良	1点		
		⑨キャリア形成	特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点		2点 (満点6点)		
			優良	1点	合計の合格最低点		20点 (満点50点)		
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)					

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

もにすすむ

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

認定マークを取得
しませんか？

山口労働局からのお知らせ！

くるみん・プラチナくるみん認定



「くるみん」認定とは・・・

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、一定の基準を満たした企業を「**子育てサポート企業**」として認定する制度です。

「プラチナくるみん」認定とは・・・

くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業で、一定の基準を満たした企業を**優良な「子育てサポート」企業として認定**する制度です。

「くるみん・プラチナくるみん認定」を受けると・・・

認定マークを、商品、広告、求人広告、自社ホームページ、名刺などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。

その結果、**企業イメージの向上**、労働者のモチベーションアップやそれに伴う生産性の向上、**優秀な労働者の採用・定着**が期待できます。



貴社の子育て支援をもっとPRして優秀な人材を確保しませんか？

山口労働局のくるみん認定のホームページはこちら

https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/jokatsu_ryouritsu.html

詳しくは、**山口労働局 雇用環境・均等室**（TEL：083-995-0390）まで！



えるぼし・プラチナえるぼし認定

「えるぼし」認定とは・・・

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業を「**女性活躍推進企業**」として認定する制度です。
認定は、**基準を満たす項目数に応じて3段階**あります。

「プラチナえるぼし」認定とは・・・

えるぼし認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした企業を認定する制度です。

「えるぼし・プラチナえるぼし認定」を受けると・・・

認定マークを、商品、広告、求人広告、自社ホームページ、名刺などに付け、女性活躍推進企業であることをPRできます。
その結果、**企業イメージの向上**、労働者のモチベーションアップやそれに伴う生産性の向上、**優秀な労働者の採用・定着**が期待できます。

<1段階目>



<2段階目>



<3段階目>



必見！

※自社の女性の活躍に関する情報公表や、行動計画の外部への公表のツールとしての「女性の活躍推進企業データベース」がスマートフォンでも閲覧できるようになりました。その結果、就活生や転職希望者が移動中や空いた時間に企業情報の収集ができますので、データベース上で自社をアピールすることで優秀な人材を獲得できるチャンスが増えることにもつながります。

スマートフォン版QRコード



女性の活躍推進、男女の働き方の見直しなどに取り組む企業を支援しています。

山口労働局のえるぼし認定のホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/jokatsu_ryouritsu.html

詳しくは、**山口労働局 雇用環境・均等室**（TEL：083-995-0390）まで！



ユースエール認定

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。企業のイメージアップが図れ、労働局・ハローワークが認定した企業の情報発信を後押しするなど、人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



「ユースエール認定」を受けると…



認定マークは自社の商品、広告等に表示ができます。また、ハローワークで重点的PRの実施や、「ふるさと山口企業合同就職フェア」への優先案内等のメリットがあります。

貴社の「働きやすい環境」を若者にPRしてみませんか？

認定企業になるには、認定基準を満たす必要があります。

詳しくは「若者雇用促進総合サイト」をご覧ください。

URL : <https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action>



詳しくは、山口労働局 職業安定部職業安定課（TEL：083-995-0380）まで！

もにす認定

障害者の雇用の促進や安定に関する取組みなどの優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定します。「もにす」認定企業の認定を受けると、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域での障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取組みが一層推進されることが期待できます。



「もにす認定」を受けると…



認定マークを自社の商品、広告等に表示でき、日本政策金融公庫による低利融資、公共調達における加点評価等のメリットがあります。

貴社の障害者の雇用の促進や安定に関する取組みを知ってもらいませんか？

認定企業になるには、認定基準を満たす必要があります。

詳しくは、下記の「厚生労働省ホームページ」をご覧ください。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



詳しくは、山口労働局 職業安定部職業対策課（TEL：083-995-0383）まで！

山口県内の認定企業は、「山口労働局ホームページ」でご確認ください。

URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/riyousha/kigyuu.html>



山口労働局 〒753-8510 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
雇用環境・均等室（5F）・職業安定部職業安定課（7F）・職業安定部職業対策課（7F）